

1. 事業計画の協議
(R1.11.18)



2. 事業予定者との協定の締結
(予定：R2.1月頃)

・市と事業予定者との間で、事業計画を確実に実行し運営する旨の内容を記載した協定書を締結する。



3. 指定事業者の指定
(予定：R2.1月頃)

・事業予定者は、インフラ整備を行うに当たり、市からの補助金を希望する場合には補助金の交付を受けるため、指定事業者になるべく市に申請を行い、市から指定事業者の指定を受ける。



4. 指定事業者による農地転用
及び開発許可申請
(予定：R2.3月頃)

・市が行う農振農用地からの除外、用途地域の指定の手続きが終了した後、指定事業者による農地転用手続き及び開発許可申請を行う（概ね3か月）。



5. 農地転用及び開発許可決定
(予定：R2.6月頃)



6. 造成工事の実施
(予定：R2.6月からR3.1月)

・指定事業者は、市からの補助金を希望する場合には、補助金の申請を行い、交付決定されたのちに、インフラ整備や造成工事を着工する（概ね8か月から9か月）



7. 上物整備の実施
(予定：R3.1からR4.3)

・指定事業者により、了承をいただいた事業計画に則った施設の建設を行う（概ね1年2か月）。



8. 入居開始・本格稼働
(R4.4月想定)